

臨床研究部運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、臨床研究部運営委員会の運営について、必要な事項を定め、その円滑なる運営を図ることを目的とする

(構成)

第2条 委員会は、臨床研究部長、臨床研究部各室長、薬剤部長、業務班長で構成する。

(委員長)

第3条 委員会の委員長は臨床研究部長職にあるものが務める。

(審議事項)

第4条 委員会の審議事項は、次のとおりとする。

1. 臨床研究部の予算に関する事項
2. 臨床研究部の管理及び業務執行に関する事項
3. 臨床研究部の研究の推進に関する事項
4. 臨床研究部にかかる寄附金の受入審査
5. 公的研究費の運用・管理に関する事項
6. 迅速審査対象の臨床研究の審査
7. 認定臨床研究審査委員会など中央倫理審査によって承認された臨床研究についての実施審査
8. その他必要と認める事項

第5条 委員長は、特に必要があるときは、臨時に委員以外の職員、または外部の者を委員会に招き、意見を聞くことができる。

第6条 委員会に議事録を備え、臨床研究支援・治験管理室がこれを記録し保管する。

附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
この規程は、平成20年4月1日から改訂する。
この規程は、平成22年6月1日から改訂する。(目的)
この規程は、平成27年2月1日から改訂する。
この規程は、平成30年9月7日から改訂する。